

第 6 章 土壤環境・地盤環境

第6章 土壌環境・地盤環境

1 土壌の汚染に係る環境基準

表6-1 土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月23日環境庁告示第46号、改正平成5年環境庁告示第19号、平成6年環境庁告示第5号、平成6年環境庁告示第25号、平成7年環境庁告示第19号、平成10年環境庁告示第21号、平成13年環境省告示第16号、平成20年環境省告示第46号、平成22年環境省告示第37号、平成26年環境省告示第44号、平成28年環境省告示第30号、平成30年環境省告示第77号、平成31年環境省告示第48号、令和2年環境省告示第44号）

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液 1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液 1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液 1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液 1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液 1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液 1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液 1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1Lにつき0.05mg以下であること。
備考	<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p> <p>5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

2 土壤汚染対策

届 出

【根 拠】

土壤汚染対策法…第3条第1項・第1項ただし書・第3項・第5項・第6項・第7項・第8項、
 第4条第1項・第2項、第12条第1項・第2項・第3項、第16条第1項
 豊田市土壤汚染対策法施行要綱
 県民の生活環境の保全等に関する条例…第39条第2項、第39条の2第1項、第40条第1項・
 第2項・第3項・第4項・第6項、第41条第2項・第3項、第45条第1項

【届出件数】

表6-2 土壤関係届出件数

土壤汚染対策法		令和4年度	令和5年度
第3条第1項	土壤汚染状況調査結果報告書	0	0
(規則第1条第1項ただし書)	報告期限延長申請書	0	0
(規則第3条第4項申請)	基準不適合特定有害物質申請	0	0
第3条第1項ただし書	土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書	3	7
(規則第16条第4項)	承継届出書	0	0
第3条第3項	調査・報告義務の通知	0	0
第3条第5項	土地利用方法変更届出書	0	0
第3条第6項	法第3条第1項ただし書の確認の取消し	0	0
第3条第7項	一定規模以上の土地の形質の変更届出書	0	2
第3条第8項	土壤汚染状況調査結果報告書	1	0
(豊田市要綱第4条)	土地利用状況報告書	47	47
第4条第1項	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	35	48
第4条第2項	土壤汚染状況調査結果報告書	1	1
第12条第1項・第2項・第3項	形質変更時要届出区域内的の土地の形質の変更届出書	1	0
第16条第1項	汚染土壤の区域外搬出届出書	1	0

県民の生活環境の保全等に関する条例		令和4年度	令和5年度
第39条第2項	土壤汚染等調査結果報告書	6	0
第39条の2第1項 (旧第42条第1項)	過去の特定有害物質等取扱事業所設置状況等調査結果報告書	35	48
第40条第1項・第2項・第3項	土壤又は地下水の汚染の状況等の届出書	1	0
第41条第2項	土壤汚染等処理計画書	0	0
第40条第4項・第6項 第41条第3項	措置完了届出書	4	0
第45条第1項	土壤又は地下水の汚染の状況等の報告書	1	2

【要措置区域】

令和6年3月31日現在、豊田市内に土壤汚染対策法第6条第1項に基づく要措置区域は下表のとおりです。

表6-3-1 要措置区域（令和5年度末現在）

No.	指定年月日 (訂正年月日)	指定区域の所在地	区域面積 (単位:平方メートル)	基準に適合しない 特定有害物質
4	平成28年8月25日 (平成28年10月26日)	指定区域の指定解除 平成28年豊田市告示第464号により指定区域は解除		

【形質変更時要届出区域（旧指定区域）】

令和6年3月31日現在、豊田市内に土壤汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域は下表のとおりです。

表6-3-2 形質変更時要届出区域（令和5年度末現在）

No.	指定年月日 (訂正年月日)	指定区域の所在地	区域面積 (単位:平方メートル)	基準に適合しない 特定有害物質
1	平成19年2月22日 (平成19年3月9日)	豊田市高岡本町南25番1、25番2、26番1、26番3、26番4、28番1、28番2、28番3及び28番4の各一部並びに26番2	1,281.6	六価クロム化合物 シアン化合物
2	平成20年5月20日 (平成20年8月19日)	指定区域の指定解除 平成20年豊田市告示第471号により指定区域は解除		
3	平成20年8月5日 (平成23年2月22日)	豊田市神池町2丁目1236番382の一部、 豊田市泉町山田193番、356番2、357番4の各一部	1,154	ふっ素及びその化合物
5	平成28年12月2日 (平成29年3月28日) (平成31年2月4日)	指定区域の指定解除 平成31年豊田市告示第61号により指定区域は解除		
6	平成29年4月24日 (平成31年4月26日) (令和3年3月31日)	指定区域の指定解除 令和3年豊田市告示第113号により指定区域は解除		
7	平成30年12月28日 (令和元年9月13日)	指定区域の指定解除 令和元年9月豊田市告示第455号により指定区域は解除		
8	平成31年3月15日 (平成31年3月29日、 令和元年11月21日)	豊田市元町1番及び78番1の各一部	2,210.3	クロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン ふっ素及びその化合物 鉛及びその化合物

9	令和3年11月30日 (令和5年1月6日)	指定区域の指定解除 令和5年1月豊田市告示第2号により指定区域は解除
10	令和4年1月26日 (令和4年8月18日)	指定区域の指定解除 令和4年8月豊田市告示第357号により指定区域は解除
11	令和4年7月26日 (令和5年3月17日)	指定区域の指定解除 令和5年3月豊田市告示第72号により指定区域は解除

【土壌・地下水汚染報告】

近年、全国各地でトリクロロエチレン等の有機塩素系化合物による土壌・地下水汚染が問題となっており、新聞等でも取り上げられています。豊田市においても、下表のとおり土壌・地下水汚染・対策等の報告がありました。

市は、汚染の報告を受けた場合、直ちに周辺調査を実施するとともに、事業者の自主的な対策について、監視・指導しています。

表6-4 事業者からの汚染報告等（令和5年度末現在）

事業者名※ ¹	工場名	町名	汚染物質	報告時期	対策
トヨタ自動車(株)	本社工場	トヨタ町	トリクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン	H11. 1. 19	対策中
	元町工場	元町			対策中
	上郷工場	大成町			対策中
	上郷物流センター	上郷町			対策中
	高岡工場	本田町			対策中
	堤工場	堤町			対策中
アイシン精機(株)	新豊工場	高丘新町	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン	H11. 7. 14	対策中
大豊工業(株)	本社工場	緑ヶ丘	トリクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン	H11. 8. 17	対策中
	細谷工場	細谷町			対策中
(株)東海理化電機製作所	豊田工場	鴻ノ巣町	トリクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン	H14. 2. 26	対策中
矢作産業(株)	本社工場	広久手町	トリクロロエチレン	H14. 8. 19	対策中
(株)オティックス高岡		高岡町	トリクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン	H15. 9. 24	対策中
(株)メイドー	豊田工場	三軒町	トリクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン	H16. 2. 10	対策中
豊田化学工業(株)	本社・本社工場	明和町	トリクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン ジクロロメタン	H16. 2. 12	対策中
旭千代田工業(株)	豊田工場	三軒町	シアン化合物	H16. 2. 12	対策中
松下電器産業(株)	中部デリバリーセンター	三軒町	ふっ素及びその化合物	H16. 6. 23	浄化完了 (掘削除去)
(株)ジーエス	トヨタ充電所	細谷町	鉛及びその化合物	H16. 12. 24	浄化完了 (掘削除去)
新日本石油(株)	岩滝給油所	岩滝町	ベンゼン	H17. 4. 25	浄化完了 (掘削除去)
豊田市※ ² →太平産業(株)	旧第2藤岡中学校予定地	深見町	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	H17. 11. 28	モニタリング
あいち豊田農業協同組合	井上給油所跡地	井上町	ベンゼン	H17. 12. 21	浄化完了 (原位置浄化)
(株)ユアサコーポレーション	豊田充電所	下市場町	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ダイオキシン類	H18. 1. 27	浄化完了 (掘削除去)

事業者名※ ¹	工場名	町名	汚染物質	報告時期	対策
豊田鉄工(株)	広久手工場	広久手町	テトラクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン	H18. 4. 27	対策中
藤田螺子工業(株)	豊田工場	吉原町	ジクロロメタン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン	H18. 9. 2	対策中
トリニティ工業(株)	社有地	下市場町	ふっ素及びその化合物 砒素及びその化合物 鉛及びその化合物	H18. 12. 15	浄化完了 (掘削除去)
高丘化成(株)		高岡本町	六価クロム化合物 シアン化合物	H19. 2. 8	対策完了(舗装) 指定区域の指定済
矢野コンクリート 工業(株)		田靱町	砒素及びその化合物	H19. 10. 18	対策完了 (舗装)
昭和シェル石油(株)	プラザ亀首店給油所	亀首町	ベンゼン	H19. 10. 18	モニタリング
三井石油(株)	ラビット豊田給油所	緑ヶ丘	ベンゼン	H20. 2. 7	浄化完了 (掘削除去)
出光興産(株)	東新町給油所	東新町	ベンゼン	H20. 2. 7	浄化完了 (掘削除去)
愛知県	弘法池	御船町	鉛及びその化合物	H20. 2. 15	対策完了 (不溶化埋め戻し)
エクソンモービル (有)	エッソ大林給油所	大林町	鉛及びその化合物	H20. 3. 4	浄化完了 (掘削除去)
(株)タワダ	豊田工場	緑ヶ丘	シアン化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	H20. 4. 30	浄化完了 (掘削除去)
愛知厚生農業協同 組合	旧加茂病院跡地	元城町	鉛及びその化合物	H20. 6. 9	浄化完了 (掘削除去)
光生アルミニュー ム工業(株)	豊田工場	神池町	ふっ素及びその化合物 トリクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン	H20. 6. 17	対策中
アイシン化工(株)	藤岡工場	藤岡飯野町	ふっ素及びその化合物 砒素及びその化合物	H20. 8. 5	浄化完了 (掘削除去)
愛知県	主要地方道名古屋 岡崎線	中田町他	ふっ素及びその化合物	H20. 9. 2	対策完了 (舗装済)
トヨタ紡織(株)	猿投工場	亀首町	ふっ素及びその化合物 砒素及びその化合物	H20. 12. 24	浄化完了 (掘削除去)
豊徳鉱山(株)	豊田給油所	拳母町	鉛及びその化合物	H21. 7. 16	浄化完了 (掘削除去・ ウエルポイント工法)
土地改変事業者※ ³		深田町	テトラクロロエチレン	H22. 3. 19	—
エクソンモービル (有)	高岡給油所	本田町	鉛及びその化合物 ベンゼン	H22. 3. 29	浄化完了 (掘削除去)
(株)F T S		寿町	トリクロロエチレン	H22. 10. 15	モニタリング※ ⁴
寿技研工業(株)		生駒町	トリクロロエチレン	H22. 10. 22	対策中

事業者名※ ¹	工場名	町名	汚染物質	報告時期	対策
トヨキン(株)	堤工場	高岡町	ほう素及びその化合物	H23. 11. 25	対策中
藤屋油店	足助給油所	近岡町	鉛及びその化合物	H23. 12. 2	モニタリング※ ⁵
内浜化成(株)	猿投工場	四郷町	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	H24. 3. 8	浄化完了 (掘削除去・ 不溶化措置)
豊田市(報告者)※ ⁶	産業廃棄物処分場	本徳町	総水銀	H24. 3. 22	—
日本発条(株)	豊田工場	東梅坪町	六価クロム化合物	H25. 7. 29	浄化完了 (掘削除去)
(株)東海理化電機製作所	豊田工場	鴻ノ巣町	ふっ素及びその化合物	H25. 11. 14	浄化完了 (掘削除去)
土橋区画整理事務所	土橋町の給油所跡地	土橋町	鉛及びその化合物	H26. 3. 10	対策中
(株)東海理化電機製作所	豊田工場	鴻ノ巣町	鉛及びその化合物	H26. 5. 29	浄化完了 (掘削除去)
井戸所有者※ ³		猿投町	総水銀	H26. 7. 17	—
豊田市(報告者)※ ⁶	一般廃棄物最終処分場	西中山町	総水銀	H27. 3. 11	—
豊田四郷駅周辺 土地区画整理組合	区画整理事業地内	四郷町他	ふっ素及びその化合物 砒素及びその化合物 鉛及びその化合物	H27. 10. 6	浄化完了 (掘削除去)
豊田市	旧豊田市青少年センター	東梅坪町	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	H27. 10. 23	浄化完了 (掘削除去)
イオンリテール(株)	イオン豊田店用地内	広路町	ふっ素及びその化合物	H28. 1. 12	浄化完了 (掘削除去)
愛知県	県道名古屋岡崎線	生駒町	ふっ素及びその化合物	H28. 3. 17	対策完了 (掘削除去・舗装)
個人事業者	深見スタンド 殿貝津給油所	貝津町	ベンゼン	H28. 6. 21	浄化完了 (バイオオーグメン テーション)
(有)みどりや	みどりやクリーニング	四郷町	シス-1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン	H28. 6. 28	浄化完了 (掘削除去)
(株)東海理化電機製作所	豊田工場	鴻ノ巣町	六価クロム化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	H28. 9. 16	モニタリング
(株)オティックス高岡		高岡町	ふっ素及びその化合物	H28. 9. 29	モニタリング
(株)岩福セラミックス	豊田工場	大畑町	鉛及びその化合物 ほう素及びその化合物	H28. 11. 8	浄化完了 (掘削除去)
日本サーキット工業(株)	本社工場	神池町	ジクロロメタン 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	H29. 3. 2	浄化完了 (掘削除去 原位置浄化)

事業者名※ ¹	工場名	町名	汚染物質	報告時期	対策
(株)三五	豊田工場	鴻ノ巣町	六価クロム化合物 テトラクロロエチレン	H29. 4. 28	浄化完了 (掘削除去)
豊菱生コンクリート(株)		西中山町	六価クロム化合物	H30. 4. 5	浄化完了 (掘削除去)
豊田鉄工(株)	工場跡地	陣中町	砒素及びその化合物 トリクロロエチレン	H30. 8. 2	浄化完了 (掘削除去)
トヨタ紡織(株)	猿投工場	亀首町	六価クロム化合物 砒素及びその化合物	H30. 12. 7	浄化完了 (掘削除去)
社会福祉法人三九朗福祉会		本地町	砒素及びその化合物	H30. 12. 20	浄化完了 (掘削除去)
新英ホールディングス(株)		広田町	鉛及びその化合物	H31. 2. 14	浄化完了 (掘削除去)
トヨタ自動車(株)	元町工場	元町	クロロエチレン、 ふっ素及びその化合物、 鉛及びその化合物	H31. 2. 20	対策中
愛知県	主要地方道名古屋岡崎線	花園町	ふっ素及びその化合物	R 1. 7. 30	対策完了 (掘削除去・舗装)
アイシン化工(株)	藤岡工場	藤岡飯野町	ふっ素及びその化合物 砒素及びその化合物	R 1. 8. 30	浄化完了 (掘削除去)
井桁堂(株)		高岡町	鉛及びその化合物	R 2. 4. 24	対応完了※ ⁷
愛知県	主要地方道名古屋岡崎線	高岡新町	ふっ素及びその化合物	R 2. 7. 28	浄化完了 (掘削除去)
豊田市	市有地	美和町	鉛及びその化合物	R 3. 3. 25	浄化完了 (掘削除去)
愛知県	主要地方道名古屋岡崎線	大島町他	ふっ素及びその化合物	R 3. 8. 25	浄化完了 (掘削除去)
愛知県	主要地方道名古屋岡崎線	大島町他	ふっ素及びその化合物	R 3. 9. 24	浄化完了 (掘削除去)
(株)デンソー	広瀬製作所	西広瀬町	ふっ素及びその化合物	R 3. 10. 26	浄化完了 (掘削除去)
愛知県	主要地方道名古屋岡崎線	生駒町他	ふっ素及びその化合物	R 3. 10. 28	浄化完了 (掘削除去)
シロキ工業(株)	豊田デポ	緑ヶ丘	六価クロム化合物、 シアン化合物	R 3. 12. 17	浄化完了 (掘削除去)
トヨタ自動車(株)	本社	トヨタ町	鉛及びその化合物	R 4. 6. 22	浄化完了 (掘削除去)
中央不動産(株)		中田町	鉛及びその化合物	R 4. 6. 22	浄化完了 (掘削除去)
国土交通省※ ³	新伊勢神トンネル	明川町	砒素及びその化合物	R 4. 11. 29	対策完了
フタバ産業(株)	緑工場	緑ヶ丘	トリクロロエチレン	R 4. 12. 21	対策中
矢作建設工業(株)		御船町	ふっ素及びその化合物	R 5. 12. 15	対策中
(株)F T S	本社工場	鴻ノ巣町	トリクロロエチレン	R 5. 12. 20	モニタリング
キューピー(株)	旧拳母工場	日南町	ふっ素及びその化合物	R 6. 2. 15	対策中

※¹ 事業者名については、報告当時の名称

- ※2 平成23年3月29日付けで当該土地は、太平産業(株)に所有権移譲
- ※3 汚染原因者ではないが、自主的に報告あり
- ※4 報告された有害物質の使用履歴はないが、場内モニタリングを実施
- ※5 不透水性シートで養生されており、地下水質モニタリング調査を実施中
- ※6 市廃棄物対策課が実施した当該処分場の水質検査で地下水汚染が判明
- ※7 「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に沿って対応

【土壌・地下水浄化対策】

対策中の事業者における進捗状況は、下表のとおりです。

表6-5 浄化対策の概要（令和5年度末現在）

事業者名	工場名	土壌浄化	地下水対策
トヨタ自動車(株)	本社工場	終了	実施中
	元町工場	一部未実施	実施中
	上郷工場	終了	実施中
	上郷物流センター	終了	実施中
	高岡工場	終了	実施中
	堤工場	終了	実施中
(株)アイシン	新豊工場	実施中	実施中
大豊工業(株)	本社工場	実施中	実施中
	細谷工場	終了	実施中
(株)東海理化電機製作所	豊田工場	実施中	実施中
矢作産業(株)	本社工場	実施中	汚染なし ^(※1)
(株)オテックス高岡		実施中	実施中
(株)メイドー	豊田工場	終了	実施中
豊田化学工業(株)	本社・本社工場	実施中	実施中
旭千代田工業(株)	豊田工場	未実施	実施中
豊田市→太平産業(株) ^(※2)	旧第2 藤岡中学校予定地	未実施	モニタリング
豊田鉄工(株)	広久手工場	汚染なし	実施中
藤田螺子工業(株)	豊田工場	実施中	実施中
昭和シェル石油(株)	亀首店給油所	汚染範囲特定済 ^(※3)	汚染なし ^(※1)
光生アルミニウム工業(株)	豊田工場	実施中	実施中
寿技研工業(株)	本社工場	未実施	実施中
トヨキン(株)	堤工場	汚染なし	実施中
藤屋油店	足助給油所	汚染範囲特定済 ^(※4)	汚染なし ^(※1)
豊田市	土橋町の給油所跡地	実施中	汚染なし ^(※1)
フタバ産業(株)	緑工場	未実施	モニタリング
(株)F T S	本社工場	未実施	モニタリング

(※1) 場内での地下水の汚染が確認されていないため、モニタリング調査を実施中。

(※2) 平成23年3月29日付けで土地所有権は、太平産業(株)に移ったため、今後は当該事業者により対策が行われる。

(※3) コンクリート舗装されているため、地下水質モニタリング調査を実施中。

(※4) 不透水性シートで養生されており、地下水質モニタリング調査を実施中。

【指定基準】

表 6-6 特定有害物質及び指定区域の指定基準

土壤汚染対策法施行規則第31条第1項、第2項、別表第4、第5（平成14年12月26日環境省令第29号、最終改正 令和4年12月16日環境省令第26号）

特定有害物質		指定基準	
		土壤溶出量基準	土壤含有量基準
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002mg/L以下	
	四塩化炭素	0.002mg/L以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	
	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	
	ベンゼン	0.01mg/L以下	
	第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	
六価クロム化合物		0.05mg/L以下	250mg/kg以下
シアン化合物		検出されないこと。	遊離シアンとして 50mg/kg以下
水銀及びその化合物		0.0005mg/L以下かつアルキル水銀が検出されないこと。	15mg/kg以下
セレン及びその化合物		0.01mg/L以下	150mg/kg以下
鉛及びその化合物		0.01mg/L以下	150mg/kg以下
砒素及びその化合物		0.01mg/L以下	150mg/kg以下
ふっ素及びその化合物		0.8mg/L以下	4,000mg/kg以下
ほう素及びその化合物	1mg/L以下	4,000mg/kg以下	
第三種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003mg/L以下	
	チオベンカルブ	0.02mg/L以下	
	チウラム	0.006mg/L以下	
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと。	
	有機りん化合物	検出されないこと。	

測定方法は、平成15年3月6日環境省告示第18号、第19号による。

【参考資料】

表6-7 土壤汚染対策法に係る届出

届出の種類	届出が必要となる場合	根拠条文	届出を行う者
土壤汚染状況調査結果報告書	法第3条第1項の調査 法第3条第8項の命令に係る調査 法第4条第2項の調査 法第4条第3項の命令に係る調査 法第5条第1項の命令に係る調査	法第3条第1項 法第3条第8項 法第4条第2項 法第4条第3項 法第5条第1項	土地の所有者等
特定有害物質の種類 の通知申請書	法第3条の調査で、土壤汚染のおそれがある特定有害物質の種類 の通知を受ける場合	規則第3条第4項	調査実施者
土壤汚染対策法第3条第1項 ただし書の確認申請書	法第3条第1項ただし書の規定 による確認を受ける場合	法第3条第1項 ただし書き	土地の所有者等
承継届出書	ただし書きの確認を受けた土地の 所有者等の地位を承継した場合	規則第16条第5項	土地の所有者等 等の地位を承継した者
土地利用方法変更届出書	ただし書きの確認を受けた土地 について利用の方法に変更が生 じる場合	法第3条第5項	ただし書の確 認を受けた者
一定の規模以上の土地の 形質の変更届出書	一定規模以上(3,000㎡以上)の土 地の形質を変更する場合 ただし土壤調査が猶予されてい る土地及び現に有害物質使用特 定施設が設置されている工場及 び事業場の場合は900㎡以上	法第3条第7項 法第4条第1項	土地の所有者 等
汚染除去等計画書	要措置区域内で汚染の除去等の 措置を実施する場合	法第7条第1項 法第7条第3項	措置の実施を 指示された者
工事完了報告書	要措置区域内で汚染の除去等の 措置の実施が完了した場合	法第7条第9項 規則第42条の2第2項	措置を実施し た者
実施措置完了報告書	要措置区域内で汚染の除去等の 全ての措置の実施が完了した場合	法第7条第9項 規則第42条の2第4項	措置を実施し た者
帯水層の深さに係る 確認申請書	要措置区域等における帯水層の 深さに係る確認を受ける場合	規則第44条第1項 規則第50条第2項	確認を受けよ うとする者
実施措置と一体として 行われる土地の 形質の変更の確認申請書	実施措置と一体として行われる 土地の形質の変更に係る確認を 受ける場合	規則第45条第1項	確認を受けよ うとする者
地下水の水質の測定又は 地下水汚染の拡大の防止 が講じられている土地の 形質の変更の確認申請書	地下水の水質の測定又は地下水 汚染拡大の防止が講じられてい る土地の形質の変更に係る確認 を受ける場合	規則第46条第1項 規則第50条第3項	確認を受けよ うとする者
形質変更時届出区域内 における土地の 形質の変更届出書	形質変更時届出区域内におけ る土地の形質を変更する場合	法第12条第1項 第2項 第3項	土地の形質の 変更をしよう とする者
施行管理方針に係る確認 申請書・変更届出書	土地の形質の変更の施行及び管理に 関する方針の確認を受ける場合	法第12条第1項第1号 規則第52条の6	土地の所有者 等
施行管理方針の確認を 受けた土地内における土地の 形質の変更届出書	一定の期間ごとに形質変更時届 出区域内の変更について届け 出る場合	法第12条第4項	土地の形質の 変更を行った 者

届出の種類	届出が必要となる場合	根拠条文	届出を行う者
施行管理方針の確認を受けた土地の汚染状態が人為等に由来することが確認された場合等の届出書	施行管理方針の確認を受けた土地の汚染状態が人為等に由来することが確認された場合及び基準不適合土壌の飛散が確認された場合	規則第52条の5第1項	土地の所有者等
施行管理方針の廃止届出書	施行管理方針を廃止する場合	規則第52条の7第1項	土地の所有者等
指定の申請書	法の適用を受けない土地の調査結果をもって区域指定を受ける場合	法第14条第1項	土地の所有者等
要措置区域等に搬入された土壌に係る届出書	要措置区域等外から搬入された土壌により、土壌汚染のおそれが認められた場合	規則第59条の2第2項第3号	土地の所有者等
搬出しようとする土壌の基準適合認定申請書	要措置区域等から搬出する汚染土壌について基準適合の認定を受ける場合	法第16条第1項	認定を受けようとする者
汚染土壌の区域外搬出届出書	汚染土壌を要措置区域等から外に搬出する場合	法第16条第1項	区域内の土地の土壌を区域等外へ搬出しようとする者
汚染土壌の区域外搬出変更届出書	汚染土壌の区域外搬出届出書の事項について変更する場合	法第16条第2項	区域内の土地の土壌を区域等外へ搬出しようとする者
非常災害時における汚染土壌の区域外搬出届出書	非常災害時のために必要な応急措置として汚染土壌を要措置区域等から搬出した場合	法第16条第3項	汚染土壌を区域等外へ搬出した者
搬出汚染土壌の(運搬・処理)状況確認届出書	期間内に管理票の写しの送付がない場合等	法第20条第6項	管理票交付者

目的

土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

制度

調査

- ・ 有害物質使用特定施設の使用の廃止時(第3条第1項)
- ・ 土壤調査が猶予されている土地で 900m² 以上の土地の改変を行うとき(第3条第8項)
- ・ 一定規模(900m² 又は 3,000m²) 以上の土地の形質の変更届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第4条)
- ・ 土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事等が認めるとき(第5条)

自主調査において土壤汚染が判明した場合において土地所有者等が都道府県知事等に区域の指定を申請(第14条)

土地所有者等(所有者、管理者又は占有者)が指定調査機関に調査を行わせ、その結果を都道府県知事等に報告

土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合

区域の指定等

①要措置区域(第6条)

土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域
→汚染の除去等の措置を都道府県知事等が指示(第7条)

摂取経路の遮断が行われた場合

②形質変更時要届出区域(第11条)

土壤汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(摂取経路の遮断が行われた区域を含む。)
→土地の形質の変更時に都道府県知事等に計画の届出が必要(第12条)

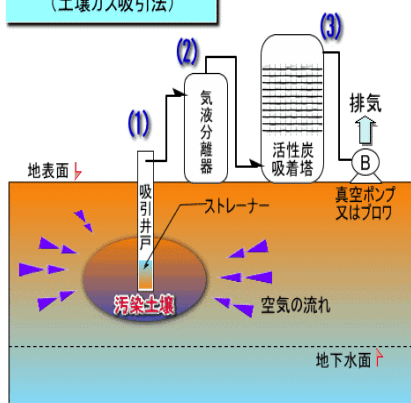
汚染の除去が行われた場合には、指定を解除

汚染土壤の搬出等に関する規制

- ・ ①②の区域内の土壤の搬出の規制(事前届出・計画の変更命令(第16条)、運搬基準に違反した場合の措置命令(第19条))
- ・ 汚染土壤に係る管理票の交付及び保存の義務(第20条)
- ・ 汚染土壤の処理業の許可制度(第22条)

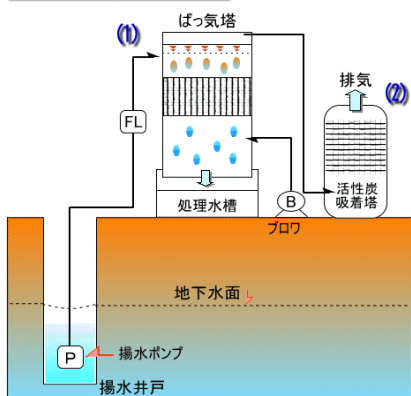
図6-1 土壤汚染対策法の概要

汚染土壌の浄化方法の一例
(土壌ガス吸引法)



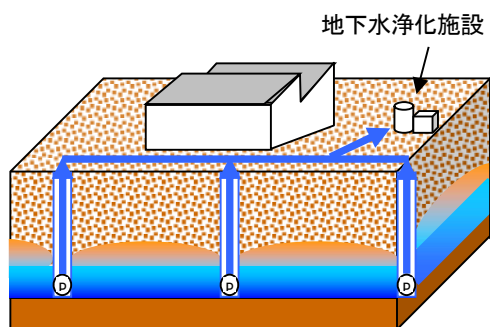
- (1) 土壌中の汚染物質を真空ポンプ等で吸引する。
- (2) 吸引した汚染物質は気体液体に分離する。
- (3) 分離された汚染ガスは活性炭吸着塔で吸着除去される。

汚染地下水の浄化方法の一例
(揚水ばっ気処理法)



- (1) 揚水井戸から汲み上げられた水に含まれる有害物質をばっ気塔の中で気化(地下水と分離)させる。
- (2) 気化させた有害物質は、活性炭吸着塔で除去される。

地下水流出防止対策
(イメージ図)



- (1) 工場の敷地境界付近に揚水井戸を設置し、場外への汚染地下水の流出を防ぐ。
- (2) 汲み上げた汚染地下水は、地下水浄化施設にて処理を行った後に放流する。

図6-2 汚染土壌及び地下水の浄化方法の例

3 地下水揚水量調査

【根 拠】

県民の生活環境の保全等に関する条例第63条の規定に基づき、旧豊田市区域内で揚水機の吐出口の断面積が19cm²を超える揚水設備を設置している者は、水量測定器を設置し、地下水の揚水量を測定するとともに、その結果を市長に報告しなければなりません。

【調査概要】

- ・水量測定器設置報告書の受理
- ・該当者へ地下水揚水量報告書の送付及び報告（4月末）の受理
- ・県への結果の報告（5月末）
- ・水質汚濁防止法に基づく立入検査時等に、記録等の確認

【調査結果】

（1）揚水設備の報告

表 6-8 揚水設備の報告件数（令和5年度）

種 類	件 数
設 置	0
変 更	0
廃 止	2
氏 名 変 更	25
承 継	1
揚水量報告	98

（2）報告揚水量の経年変化

表 6-9 報告揚水量等（経年）

用途	令和2年度実績		令和3年度実績		令和4年度実績	
	井戸数	揚水量(m ³ /年)	井戸数	揚水量(m ³ /年)	井戸数	揚水量(m ³ /年)
工業	148	3,443,891	138	3,043,391	139	5,234,533
建築物	43	3,121,232	43	2,536,724	43	2,533,777
農業	3	16,738	3	19,487	3	16,045
水道	43	7,978,967	45	8,006,662	46	6,882,730
合計	237	14,560,828	229	13,606,264	231	14,667,085